

意見書案第8号

平成26年7月1日提出

提出者 松山市議会議員 大 亀 泰 彦  
池 田 美 恵  
中 村 嘉 孝  
武 田 浩 一  
上 杉 昌 弘  
渡 部 昭

平成26年7月8日 否決

雇用の安定と質の向上を求める意見書について

雇用の安定と質の向上を求める意見書を次のとおり提出する。

記

雇用の安定と質の向上を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」となっており、働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段です。すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負うとする日本国憲法の条文からみても、雇用を安定させることは国の重要な責務です。

今求められるのは「雇用の質」を高め、非正規雇用の増加や格差拡大に歯止めをかける施策であり、そのことがデフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長に繋がると確信しています。

しかしながら現在、政府内の一部の会議体では、成長戦略の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員制度」の普及、そして、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される論議がなされています。

人を商品と捉え、そしてその犠牲の上に立つ成長戦略は許されません。景気回復、経済成長一辺倒で、人を安価な労働力として使い捨てにする風潮を政治が加速させてはなりません。

よって、政府に対して、次の事項の実施を強く要望します。

記

- 1 「解雇の金銭解決制度」、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼン

プシヨン」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員制度」の普及などは行わず、雇用の安定を図ること。

- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働者の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 3 人手不足を理由に、安い労働力として外国人労働者を安易に受け入れることは、処遇改善の妨げになることが懸念されることから慎重に対応することとし、受け入れ後については、外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護を確保する観点で対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（規制改革）  
厚生労働大臣  
経済再生担当大臣